大阪市教

2021 年 9 月 2 日

大阪市学校園教職員組合

児童・生徒・教職員にＰＣＲ検査、希望する教職員にワクチン接種を

学校現場への抗原検査導入反対

命のための財政支出をしない維新の会

大阪市教（市教協）は 8 月 25 日、児童・生徒・教職員にＰＣＲ検査、希望する教職員にワクチン接種を行うことを求めました。デルタ株の影響で高校生など 10 代以下の感染が増えており、児童・生徒・教職員へのＰＣＲ検査が求められていること、子ども接する教職員へのワクチン接種が求められていることから行ったものでです。

市教協はすでに 5 月 19 日付で、「新型コロナ感染拡大から子どもと教職員のいのちを守る」緊急申し入れを行っていました。（以下、項目。全文は資料参照）

今回、直ちに実施することを求めました。

1．幼稚園・小学校・中学校・高等学校で陽性者が出た場合、当該校の全幼児・児童・生徒・教職員に対してすぐにＰＣＲ検査を行うこと。

2．２週間に 1 度など、定期的な教職員に対するＰＣＲ検査を行う体制と予算措置を直ちに行うこと。

3．ワクチンを教職員に早急に接種する手立てを取ること。

4．ワクチン接種時の服務の取り扱いは、特別休暇又は「職免」（有給）とすること。ワクチン接種後の発熱、強度の倦怠、頭痛などの症状が多数国内で報告されている。ワクチン接種の副反応に関わる体調不良に対しては、特別休暇又は「職免」（有給）の適用を行うこと。

大阪市 32 年連続黒字決算　コロナ禍で 1664 億円の「貯金」

大阪市は 2020 年度一般会計の決算見込（速報版）を 7 月に発表。130 億円の単年度黒字、32 年連続の黒字決算、さらに財政調整基金は 48 億円増の 1664 億円に…。コロナ禍で全国の自治体では財政悪化がすすみ、「基金」を激減させています。東京都では 2019 年度末の約 1 兆円の基金を約 8 割も減少させました。大阪市の「基金」増はまさに異例です。

※「財政調整基金」とは、不況による大幅な税収の落ち込みで財源が不足する場合や、災害発生による予期しない経費の支出などに備えて積み立てる自治体の「貯金」。

その原因は、大阪市独自のコロナ対策をほとんどやらなかったからです。2020 年度の大阪市のコロナ対策費用の国・大阪府・大阪市の負担割合は（表 1）のとおりで、約 9 割が国の支出金、大阪市の負担はわずか 3.8％でしかありません。（大阪市をよくする会ニュース 8 月 23 日より）

現場への抗原検査導入反対

大阪市教・養護教職員部は８月 30 日、「学校現場への抗原検査導入反対」要求書を提出しました。（資料参照）

「抗原検査を学校現場に導入することは、教職員と子ども・保護者との関係性を難しくし、教職員の業務の過大な負担と教職員のメンタルヘルスや感染リスクに大きな影響を及ぼすと考えます。抗原検査の学校現場導入には強く反対し、学校現場に押し付けないことを要求します。」

国際医療福祉大学教授の和田耕治氏は、「小中学生が自分たちで検査するということは基本的にないと考えます。医療機関を受診させて下さい。」と指摘しています。

そして、学校園に通知する場合、９点にわたって明らかにすることを求めました。

＜資料＞

2021 年 5 月 19 日

大阪市教育委員会教育長　山本　晋次　様

大阪市教職員組合協議会
議長　辻本　正純

「新型コロナ感染拡大から子どもと教職員のいのちを守る」緊急申し入れ

厚生労働省関係者が大阪の死者数の多さを次のように話したと 5 月 8 日報じられました。「政府の会議の資料に人口 100 万人あたりの 7 日間の新規死者数のデータがあるのですが、大阪は 19.6 人（5 月 5 日時点、以下同）。インドの 15.5 人、メキシコの 16.2 人、米国の 14.5 人より上回っており、惨状というほかありません。日本の平均は 3.3 人で東京は 1.4 人という水準です」。

新型コロナウィルス感染症は変異株の出現により、感染力がより強くなり、重症化率・致死率が高くなっている下で、大阪では感染者の 10 人に１人しか入院できず、約 1 万 6 千人（5 月 15 日時点）のコロナ患者が入院できないままとなっています。人口規模で東京の 6 割ほどの大阪が、累計死者数で東京を上回り、さらに人口比で見れば大阪のコロナ死者数はインドをも上回っているという「災害的、危機的な状況」の渦中にあり、救える命が救えない事態に陥っています。医療崩壊が始まっています。このような状態を引き起こした原因が、科学に基づかない対策を場当たり的にすすめる政治、命よりも経済・オリンピックを優先しようとする政治にあることは明白です。

また、大阪においては行政改革の名の下に、大阪市内の保健所が一つにされ、2017 年 4 月に大阪府と大阪市の衛生研究所が統合・独法化され、公立病院の統廃合が押し進められてきました。これら機関の予算、人員は大きく削られ、平時でぎりぎりの状況、緊急時の対応ができないありさまに落とし込まれていました。府内のある小学校では、教職員の感染をきっかけに全校児童と全教職員にＰＣＲ検査を行った結果、児童は 875 人中 22 人（陽性率 1.5%）、教職員は 60 人中 22 人（陽性率 36.7%）という驚くべき結果が出ており、ますます無症状感染者を見つけ出す必要性が明らかとなっています。大阪の感染状況を考えると、子どもや教職員のいのちが脅かされているこの状況で、行政として手立てを緊急に打つ必要があると考えます。

大阪市の学校園においても、コロナ感染はひろがっています。このような中、特別な予算措置や対策もないまま、教職員は通常の職務に加え、感染拡大防止に細心の注意を払いながら学校業務を担い、身体的にも精神的にも大きな負担を強いられています。今こそ、労働安全衛生法に則り、安心して働くことのできる職場環境を緊急に整備することが求められています。子ども、若

年者への感染拡大と重症化リスクが指摘されているイギリス株に続いて、今、インド株の危険性が強く指摘されています。緊急に下記の点について申し入れます。

記

１．幼稚園・小学校・中学校・高等学校で陽性者が出た場合、当該校の全幼児・児童・生徒・教職員に対してすぐにＰＣＲ検査を行うこと。
２．２週間に１度など、定期的な教職員に対するＰＣＲ検査を行う体制と予算措置を直ちに行うこと。
３．ワクチンを教職員に早急に接種する手立てを取ること。
４．ワクチン接種時の服務の取り扱いは、特別休暇又は「職免」（有給）とすること。ワクチン接種後の発熱、強度の倦怠、頭痛などの症状が多数国内で報告されている。ワクチン接種の副反応に関わる体調不良に対しては、特別休暇又は「職免」（有給）の適用を行うこと。

以上

＜資料＞

2021 年 8 月 30 日

大阪市教育委員会
教育長　山本　晋次　様

「学校現場への抗原検査導入反対」要求書

大阪市学校園教職員組合
執行委員長　　宮城　登
養護教職員部長　荒木　美紀

デルタ株の急激な感染拡大の中、各学校園では感染防止対策を講じながら 2 学期の教育活動を開始していますが、不安の強い子どもや家庭への対応、日々の配慮、学校行事の再検討等で教職員の負担はより大きくなっています。

そのような中、文部科学省は「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校、及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（事務連絡令和 3 年 8 月 25 日）」を通知しました。

これまで、学校での発熱等かぜ症状については、感染拡大防止の観点から各学校園ですみやかな早退等の対応を行って感染拡大を防止してきました。抗原検査を学校現場に導入することは、教職員と子ども・保護者との関係性を難しくし、教職員の業務の過大な負担と教職員のメンタルヘルスや感染リスクに大きな影響を及ぼすと考えます。抗原検査の学校現場導入には強く反対し、学校現場に押し付けないことを要求します。

なお、「学校現場での抗原検査実施について」学校園に通知する場合は、通知前に以下の点を回答することを要求します。

１．学校での抗原検査実施の意義について
　前述のように、学校園においては、速やかな対応を徹底しているにもかかわらず、学校現場において抗原検査を実施することの意義について、現場が納得のいく説明を求める。

２．教職員が立ち会えば抗原検査実施可能とのことだが、その根拠が不明である。根拠となる法令や通知は何か。

３．高校等における抗原簡易キットの活用の手引き（文部科学省 8 月 11 日）では、学校医や医療機関と連携し実施前後の手順をあらかじめ決めておくことを要するとされているが､連携とは、具体的にどのようなことを想定しているか。

４．抗原検査を行うにあたり、具体的にどのような検査環境を想定しているか。

　また、検体採取の方法について、どのような手順を考えているか。また、鼻腔ぬぐい液の自己採取が困難な発達段階の子どもや特別支援を要する子どもの検体採取については具体的にどのような手順を考えているか。

５．検査の同意の取り方、結果の通知と初動対応について

　陽性が確認された場合、厚生労働省事務連絡「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配付事業について」（令和 3 年 6 月 9 日）には初動対応の記載があるが、学校での初動対応をどのように想定されているか。

６．厚生労働省事務連絡「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」（令和 3 年 6 月 9 日）においては、施設に医師がいない場合、検体採取に立ち会う職員及び施設長は研修を受講することとなっているが、学校においてはどう考えているか。

７．検査立ち会いにあたる教員の防護具等についての学校園への配布はあるのか。

８．抗原検査に立ち会った教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公務災害認定についての考えはあるのか。

９．抗原検査キットの家庭への持ち帰り、家庭での保護者による検査等、学校裁量での柔軟な対応は可能か。

以上

＜参考＞

〇高校等における抗原簡易キットの活用の手引き（2021.6.17 文部科学省）

〇医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について（2021.6.9 厚生労働省）

〇改正医療法施行規則（検体検査関連）（2018.12.1 厚生労働省）

〇新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校、及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（2021. 8.25）文部科学省